

社援保発0330第6号
平成30年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）

改正後	現行
社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて	社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて
<p>第7 最低生活費の認定 [世帯人員が減少した場合の住宅費の認定] 問(第7の52)保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人員別の限度額)の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。</p> <p>また、<u>①原則として18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者であって、大学等に確実に入学すると見込まれる世帯員について、局第1の5に基づき世帯分離したときは、大学等への正規の修業年限に限り、②世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。</u></p> <p>答 いずれもお見込みのとおりである。なお、<u>①において世帯分離し大学等へ就学している者が、親の看護等真にやむを得ない事情により留年し、引き続き大学等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、正規の修業年限に1年を加えた期間まで、その者も含めた人員によることとして差し支えない。</u></p> <p><u>また、</u>引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。</p>	<p>第7 最低生活費の認定 [世帯人員が減少した場合の住宅費の認定] 問(第7の52)保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人員別の限度額)の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。</p> <p>また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。</p> <p>答 いずれもお見込みのとおりである。なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。</p>

第7 最低生活費の認定

〔現に大学等に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用について〕

問（第7の99）局第1の5の（1）に基づき保護開始時に世帯分離される者がいる場合、保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（世帯人員別の限度額）の適用に当たっては、当該世帯分離される者を世帯人員に含めて良いか。

（答）保護開始時に現に大学等で就学している者については、原則として18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に大学等に就学することが決まっていた場合に、大学等への正規の修業年限（当該世帯分離されている者が親の看護等真にやむを得ない事情により留年し、引き続き大学等へ就学することが確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合には、正規の修業年限に1年を加えた期間）から既に修業した期間を減じた期間に限り、世帯人員に含めて差し支えない。

第1 世帯の認定

〔世帯分離の見直し〕

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えているが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

新規

第1 世帯の認定

〔世帯分離の見直し〕

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えているが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況、就学の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

第8 収入の認定

問5 8の2 次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 略

1 略

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 略

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学金等に限る。）

(3)、(4) 略

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

第8 収入認定の取扱い

〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕

問（第8の40） 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

第8 収入の認定

問5 8の2 次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 略

1 略

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 略

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）

(3)、(4) 略

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

第8 収入認定の取扱い

〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕

問（第8の40） 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等が当てられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 略

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～ケ 略

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ 略

シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等が当てられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 略

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～ケ 略

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ 略